

こんにちは!

介護保険です!



保険証

サービス

保険料

岡崎市

もくじ

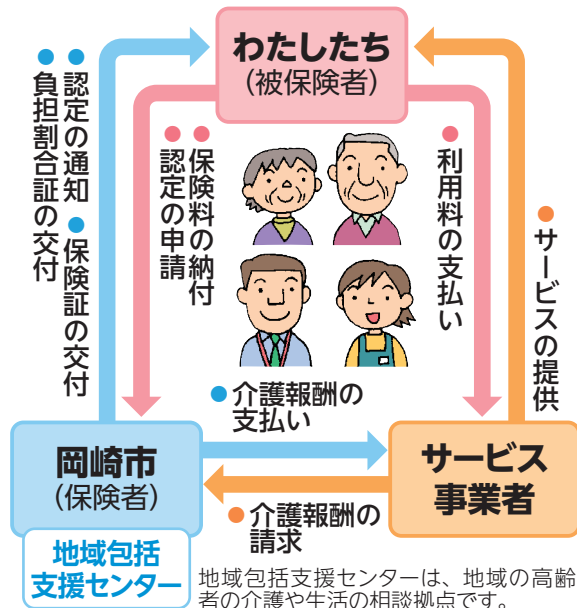
- 3 保険証は岡崎市から交付されます
- 4 介護保険に加入する人
- 5 保険証の記載内容を確認しましょう
- 8 サービスの利用手順
- 12 サービスの利用
- 16 利用できる介護サービス
- 18 利用できる介護予防サービス
- 20 保険料の納め方と金額

裏表紙 ご相談・お問合せ窓口

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

保険証は岡崎市から 交付されます

介護保険の保険証は、制度を運営している岡崎市から交付されます。



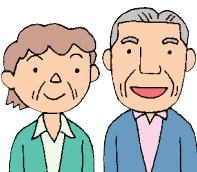
介護保険に加入する人

40歳以上のみなさんは、住んでいる岡崎市が運営する介護保険に加入します。

◆65歳以上の人

第1号被保険者

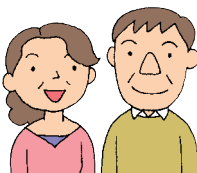
原因を問わず介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。65歳になったら保険証が交付されます。



◆40～64歳の人 (医療保険に加入している人)

第2号被保険者

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要であると認定された場合に、市の認定を受け、介護サービスを利用できます。



●特定疾病には16疾病が指定されています。

保険証の記載内容を 確認しましょう

保険証を受けとったら内容を確認して、必要なときに使用できるよう大切に保管しておきましょう。

保険証のチェックポイント

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
住所	
フリガナ氏名	
生年月日	男・女
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

愛知県岡崎市天王町2丁目9番地
電話番号(0564)23-6682
FAX(0564)23-6520

●住所・氏名・生年月日などに誤りがないかを確認しましょう

●裏面の注意事項をよく読みましょう

サービスを利用するために 必要な情報が記載されます

● 認定された要介護状態区分等

要介護状態区分等		
認定年月日(注)		
認定の有効期間		
区分支給限度基準額		
1月当たり	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

(注)：事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

● 岡崎市が認定した年月日など

● 認定の有効期間は原則として初回6か月間、更新時12か月間

● 居宅サービスの1か月に利用できる上限

● 岡崎市によって個別のサービスの上限が設定されます(設定しない場合はこの欄はありません)

● 利用できるサービスの指定がある場合は、そのサービス以外の給付は受けられません

● 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます

給付制限	内 容	期 間
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	届出年月日	
	届出年月日	
	届出年月日	
介護保険施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日

● ケアプランの作成(11ページ)を依頼する居宅介護支援事業者名等が記載されます

● 施設サービス(17ページ)を利用する場合に、介護保険施設等で名称や入退所等年月日を記載します

介護保険負担割合証が交付されます

認定を受けた人などには、サービスを利用したときの利用者負担の割合が記載された介護保険負担割合証が交付されます。くわしくは13ページへ。

サービスの利用手順

① 相談

地域包括支援センターや岡崎市の介護保険課窓口で介護についての困りごとなどの相談をします。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい場合は、②要介護認定の申請へ

サービス・活動事業を利用したい場合

基本チェックリスト

窓口で行う基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として、サービス・活動事業等の必要なサービスが利用できます。くわしくは19ページへ。

※基本チェックリストを受けた後でも、要介護認定の申請ができます。

※40～64歳の方がサービス・活動事業を利用したい場合は、要介護認定の申請が必要です。

保険証

介護保険の保険証が必要です。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい場合

② 要介護認定の申請

岡崎市の介護保険課窓口に応請します。申請は本人または家族のほか、地域包括支援センターや介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

保険証

介護保険の保険証と「要介護・要支援認定申請書」、医療保険に加入していることが確認できるもの（40～64歳の人のみ）が必要です。

※申請書にマイナンバーの記入および身元確認とマイナンバー確認の書類等が必要です。

③ 主治医診察・調査・審査

主治医の「意見書」と調査員の「調査票」によって審査をします。

④ 認定・通知

必要な介護の度合いに応じて、次ページの要介護状態区分に分けられます。

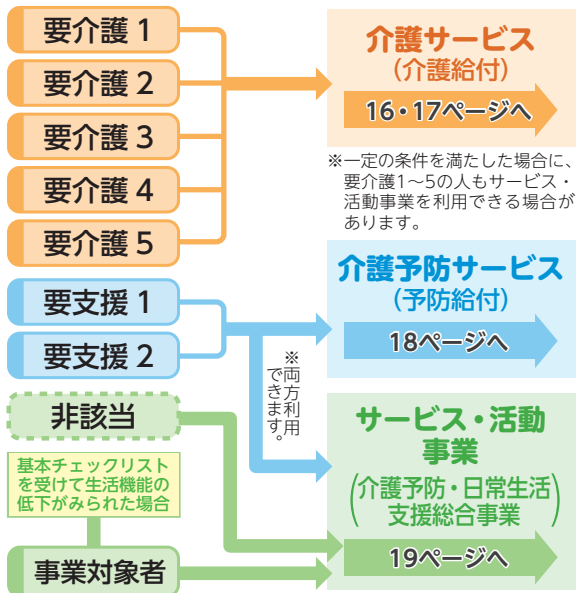
※認定結果に不服があるときは、愛知県に設置されている「介護保険審査会」に審査請求できます。

保険証

認定された要介護状態区分や支給限度額などが保険証に記載されます。

要介護状態区分

介護が必要な状態に応じて、以下のように分けられます。この区分によって利用できるサービスや限度額が異なります。



※一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）は、65歳以上の人は誰でも利用できます。

5 ケアプランの作成

要介護認定等を受けた人は、ケアプラン※を作成してもらいます。

※ケアプランとは、どんなサービスをいつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。

要介護1～5の人

居宅介護支援事業者や入所する施設などで、ケアプランを作成してもらいます。

要支援1・2の人

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者でケアプランを作成してもらいます。

事業対象者

担当の地域包括支援センターでケアプランを作成してもらいます。

保険証

ケアプランの作成依頼をするうえで岡崎市に届け出るとき、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターなどにケアプラン作成を依頼するときに保険証が必要です。

サービスの利用

利用者は、ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、または3割を事業者に支払います。

利用者負担の割合	対象となる人（3割・2割は、それぞれ①②の両方に該当する場合）
3割	65歳以上で ① 本人の合計所得金額が220万円以上 ② 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、 ●1人の場合340万円以上 ●2人以上の場合あわせて463万円以上
2割	3割の対象とならない人で ① 本人の合計所得金額が160万円以上 ② 同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、 ●1人の場合280万円以上 ●2人以上の場合あわせて346万円以上
1割	上記以外の人

保険証

負担割合証

サービスを利用するときに、保険証と介護保険負担割合証（くわしくは次ページへ）をサービス事業者に提示します。

介護保険負担割合証

要介護認定等を受けた人や総合事業のサービス・活動事業を利用する人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合などが記載されています。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
フリガナ氏名	
生年月日	
利用者負担の割合	
開始年月日	
終了年月日	
適用期間	
保険者番号並びに	
保険者名称及び印	岡崎市 印
愛知県岡崎市十王町2丁目9番地 電話番号 (0564) 23-6682	

● 住所・氏名・生年月日に誤りがないかを確認してください。

● 適用期間は8月～翌年7月の1年間で、毎年交付されます。

● 利用者負担の割合が記載されています。

介護保険負担割合証は、介護保険の保険証とは異なります。

主な在宅サービスの支給限度額

支給限度額内でサービスを利用した場合は1割、2割、または3割の負担で利用できますが、支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分は全額利用者の負担になります。

■主な在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護 1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護 3	270,480円
要介護 4	309,380円
要介護 5	362,170円

※上記の支給限度額は標準的な地域のもので、地域差は勘案していません。

◆負担が高額になったとき

1か月に支払った世帯の利用者負担の合計が、上限額を超えた場合、岡崎市から申請書が送られてきますので申請して認められると、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

★令和7年8月から、下線部の金額が80万9,000円に変わります。

■高額介護サービス費等の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
課税所得690万円以上	140,100円
課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般 住民税課税世帯で、上記に該当しない場合	44,400円
住民税世帯非課税等	24,600円
●課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円※
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円※

※ 世帯単位ではなく、個人単位の上限額になります。

また、介護保険と医療保険を利用したときの自己負担額が年間で高額になったときは、それらを合算して年額で限度額を設ける高額医療・高額介護合算制度があります。

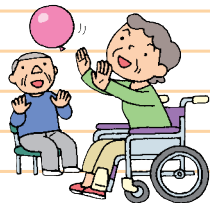
利用できる介護サービス

要介護1～5の人

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。短期間宿泊するサービスもあります。

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護（定員19人以上のデイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 住宅改修費支給



施設サービス

介護保険施設に入所して利用するサービスです。

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

- 介護老人保健施設

- 介護医療院



地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用できるサービスです。他市区町村のサービスは原則利用できません。

- 夜間対応型訪問介護※1
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）
- ※新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 看護小規模多機能型居宅介護
 - 地域密着型通所介護（定員18人以下のデイサービス）

※1 市内にサービス提供事業者はありません。

利用できる介護予防サービス

要支援1・2の人

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。短期間宿泊するサービスもあります。

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修費支給

地域密着型サービス

住み慣れた地域で利用できるサービスです。他市区町村のサービスは原則利用できません。

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の人は利用できません。

介護予防・日常生活支援 総合事業

要支援1・2の人

事業対象者

- 一定の条件を満たした場合に、要介護1～5の人もサービス・活動事業を利用できる場合があります。

サービス・活動事業

■訪問型サービス

予防専門型訪問サービス（身体介護）、生活支援型訪問サービス（生活援助）など

■通所型サービス

予防専門型通所サービス（デイサービス）、短期集中型通所サービス（運動器、口腔機能の機能向上や栄養改善などのプログラム）など



一般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

- 介護予防に関する講座などの実施、パンフレットの配布など
- 地域での介護予防活動など



保険料の納め方と金額

40歳から64歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険と一括して納めます。

65歳以上の人の保険料

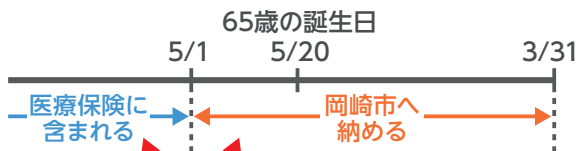
決め方 保険料は、所得段階（P24～25参照）に応じた負担率を乗じて決まります。

納め方 納め方には2つの方法があります。

特別徴収 ▶▶ P23へ **普通徴収** ▶▶ P21～22へ

※65歳になる年度の保険料は、誕生日の前日がある月までの医療保険の分と、それ以降の保険料（岡崎市へ納める分）が混在しますが、二重に納めるわけではありません。

例) 65歳になる年度の保険料



二重ではありません！

普通徴収

- 65歳となったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 年金の年額が18万円未満の人
- 年金からの差引きができなかったとき
- 所得段階区分が変更になったとき

普通徴収の人は、保険料を納付書で納めます。

納める月 市から送付する納入通知書（納付書）に記載された納期限までに納めます。

納める方法 納付書の裏面記載の金融機関やコンビニエンスストアで直接納めてください。（口座振替納付も可能です。）

納める金額 以下の例のように納めます。

例) Aさん：昭和34年5月20日生まれ

● **納める月数（月額×11か月分）**

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※11か月分を8回で納めます。										
納める時期（月末）										
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			

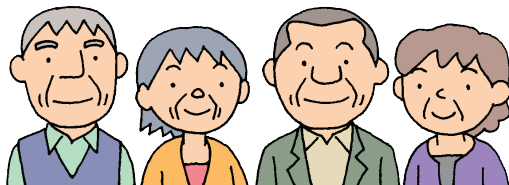
口座振替をしたい場合

岡崎市指定の金融機関窓口で手続をしてください。詳しくは、保険料係（電話23-6647）までお問合せください。

※65歳となられた人には、「口座振替届」を同封しております。

ご理解ください

介護保険料の納め方は**特別徴収（年金から差引く方法P23参照）**が優先されます。特別徴収となった場合、ご希望により、**普通徴収（口座振替を含む）**を選択することはできません。



特別徴収

介護保険料は年金からの差引きにより納める方法、**特別徴収**が優先されます。

納める月 年金受給月（年6回）

納める金額 年額をおおむね6回で割った額です。

（前年の所得が大きく変わった等変更がある場合は、8月、あるいは10月以降で調整します。）

- 老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。
- 老齢福祉年金等は特別徴収の対象となりません。

いつから特別徴収となるのか？

65歳となった、または転入した場合、年金が年額18万円以上であればおおむね半年から1年後に年金から差引かれる方法、**特別徴収**に切替ります。**特別徴収**となるまでは、納付書での納付が必要となります。

※特別徴収となるために特別な手続は必要ありません。

※特別徴収となった場合は、改めて通知いたします。

介護保険料は、賦課年度の前年の所得等や世帯員の市民税課税状況
※転入された場合、前住所地へ前年所得等を照会して保険料を決定

に応じて、毎年7月（または65歳到達・転入の翌月）に決まります。
しますので、後日保険料が増額になることがあります。

■所得段階区分

所得段階	所得区分		保険料率	年間保険料
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	●生活保護を受けている人 ●高齢福祉年金を受けている人 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万 9,000円以下の人	基準額×0.25	17,100円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万 120万円以下の人	基準額×0.45	30,780円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万 円を超える人	基準額×0.65	44,460円
第4段階	本人が 市民税非課税 (世帯の誰かが 市民税課税)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万 9,000円以下の人	基準額×0.80	54,720円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万 9,000円を超える人	基準額	68,400円
第6段階		合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.02	69,760円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.15	78,660円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.40	95,760円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.65	112,860円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	129,960円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.00	136,800円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.15	147,060円
第13段階		合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.25	153,900円
第14段階		合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の 人	基準額×2.40	164,160円
第15段階		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満 の人	基準額×2.65	181,260円
第16段階		合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.85	194,940円

介護保険料を納めないでいると

滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



●1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。



●1年6か月以上滞納すると

申請により支払われる保険給付の一部または全部が一時的に差止めとなります。

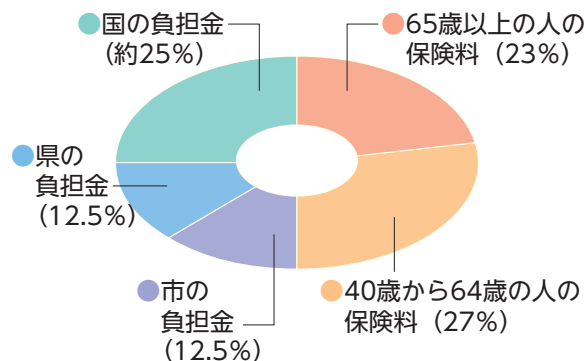


●2年以上滞納すると

利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

保険料は大切な財源です

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要などきに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



介護サービスに係る費用の半分(50%)が保険料です。

※令和6年度から3年間の保険料の負担割合は、65歳以上の人(第1号被保険者) 23%、40歳から64歳の人(第2号被保険者) 27%です。

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

介護についての不安や介護保険でわからないことは、
介護保険課や地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センター

名 称	電話	FAX	担当地域（小学校区）
中央地域福祉センター	25-3199	25-7713	梅園
ひな	65-8555	66-0732	広幡、井田
岡崎東	84-5003	84-5037	根石、男川、生平、秦梨
真福	66-2667	66-2677	常磐南、常磐東、常磐
社会福祉協議会	23-1105	23-7820	愛宕
竜美	55-0751	71-7452	三島、竜美丘
さくらの里	22-3030	22-2700	六名、連尺
なのはな苑	57-8087	57-8099	岡崎、福岡
スクエアガーデン	57-1133	57-0133	羽根、城南
ふじ	55-0192	55-6598	上地、小豆坂
高年者センター岡崎	55-8399	55-0105	美合、緑丘
北部地域福祉センター	45-1699	45-8791	恵田、奥殿、細川、岩津
さくら	73-3377	73-3339	大樹寺、大門
やはぎ苑	34-2345	47-7039	矢作南
西部地域福祉センター	32-0199	34-3212	矢作東、矢作西
はしめ	33-5610	33-5605	矢作北、北野
南部地域福祉センター	43-6299	43-6781	六ツ美北部、六ツ美西部
むつみ	57-6288	43-0201	六ツ美中部、六ツ美南部
東部地域福祉センター	48-8099	48-8096	竜谷、藤川、山中、本宿
額田（額田センター内）	82-3129	82-3139	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山

お問合せは

岡崎市福祉部 介護保険課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地（福祉会館1階⑨番窓口）

介護保険料に関すること……保険料係 TEL0564-23-6647

介護サービスに関すること…給付係 TEL0564-23-6682

介護認定に関すること……審査係・調査係 TEL0564-23-6683

FAX 0564-23-6520